

補助金調書

補助金名	福岡市友愛訪問事業補助金			担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部高齢福祉課 (TEL711-4881)
交付先	団体	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は、(公社)福岡市老人クラブ連合会に限られるため。				
補助開始年度	昭和60	年度	経過年数	40	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めるために、福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成している。福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その活動を援助するため、補助金を交付している。 補助対象事業は、福岡市老人クラブ連合会事業の実施する友愛訪問事業。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	老人クラブは、友愛訪問のような、地域の見守り活動を実施しており、地域の自治活動に大きな役割を果たしている。市の高齢者施策の一翼を担う存在であり、より多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、各老人クラブを統括し、市全体の活動活性化を担う福岡市老人クラブ連合会に対して、今後も継続して活動支援を行う必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 要綱上「補助基準額等は別に定める」とし、基準表を別途策定。項目ごとに必要経費を算定し、予算の範囲内で助成している。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 間接補助の理由：間接補助対象クラブが多いため 再交付の配布基準：福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱第10条、第15条				
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	2,546 千円	(2,637) 千円	2,508 千円	1,866 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	ひとり暮らしや、寝たきりの高齢者宅を訪問し、安否確認や孤独感の解消、地域社会への参加の促進を実施。				
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。				

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。